

表彰委員会規程

平成22年9月12日 地域安全学会理事会承認

(総 則)

第1条 この規程は、地域安全学会表彰委員会（以下、「表彰委員会」という）の運営等について定めるものである。

(表彰委員会の目的)

第2条 表彰委員会は、地域安全学会技術賞（以下、「技術賞」という）の募集と選考、および地域安全学会内各賞の表彰等に関する業務（地域安全学会論文賞・奨励賞の選考を除く）を担当することを目的とする。

(委員会の構成・選出・任期)

第3条 表彰委員会は、下記の委員で構成する。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 若干名

第4条 表彰委員会委員長については、地域安全学会学会長の指名により候補者を1名選出し、地域安全学会理事会（以下、「理事会」という）の承認を受ける。

2. 表彰委員会副委員長については、表彰委員長の指名により選出し、理事会の承認を受ける。

3. 表彰委員については、委員長の指名により選出し、理事会の承認を受ける。

第5条 表彰委員会の委員の任期は下記の通りとする。

委員長 2年

副委員長 2年

委員 2年

(表彰委員会・技術賞審査会の開催)

第6条 表彰委員会は、必要に応じて委員長が委員を招集し、これを開催する。

第7条 表彰委員会は、別途定める審査要領および審査実施細目に従い、技術賞審査会を開催する。

(技術賞の募集・審査・選考)

第8条 技術賞の募集については、本会ニューズレターおよびホームページで告知を行うものとする。

2. 技術賞の募集要領については、別途定めるものとする。

3. 技術賞の審査・選考については、審査要領および審査実施細目に従うものとする。

(経費)

第10条 表彰委員会の運営に関して必要となる経費は、本会経常予算により措置する。

2. 経費として支出可能な費目は、記念品作成費、会議開催のための会議費、委員会旅費、印刷費、郵送料、通信費、消耗品費、作業補助に対する謝金、その他、表彰委員長が認めたものとする。

付 則

- 1 この規程に明記されていない事項については、表彰委員長が同委員会ならびに理事会と協議のうえ定める。
- 2 この規程は、平成22年9月12日より施行する。